

平成 27 年度老人保健健康増進等事業

権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究

公益社団法人 日本社会福祉士会

【目的】 認知症高齢者の意思決定支援や市民後見人の活用等に必要な市町村での体制整備を進めるため、「権利擁護人材育成事業」を活用した都道府県の市町村支援の役割と、その中での専門職団体との連携の在り方を明らかにすることを目的に実施した。

【研究方法と結果】

第 1 部 権利擁護人材育成事業に関する調査・研究

- ①市町村、都道府県における市民後見人の育成・活用の実態を把握するため、都道府県・市町村アンケート調査、都道府県ヒアリング調査を行った。
- ②本研究の特徴は、ヒアリング調査対象として多様な要素が含まれる 6 つの県を選定し、問題意識、抱える課題や困難等共通する要素を抽出することで、どの地域であっても展開できる市民後見人の育成・活用の事業モデルを提示したことにある。
- ③市民後見人の育成・活用は、従来から、市民が成年後見人として活動していくことをイメージしてきたが、今回のヒアリング結果からは、市民後見人を養成しても後見人の受任に結びついていない実態と、市民後見人の活動の場や道筋は多様な形があることが明らかになった。
- ④市民後見人の育成・活用を進めるためには、養成とともに、地域の市民後見についてのニーズ、担う事案、そのためのサポートの在り方等を関係機関で共有することが重要である。とりわけ、家庭裁判所に対して、市民後見人の活動の具体的な方法を見据えたサポートの仕組みを用意し、その全体像を示し、理解を得る必要がある。
- ⑤市民後見人の育成及び活用を全国くまなく整備するためには、都道府県の役割が重要であり、そのポイントとして、1) 広域で事業実施するための枠組みをいかに作るか、2) 関係団体（社会福祉協議会、専門職団体・NPO 等）との連携をいかに作るか、3) 家庭裁判所との連携をいかに作るかの三点を指摘できる。

第 2 部 意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究

- ①本研究は、障害者権利条約を踏まえ、代行決定権限を最後の手段とすること、支援の中心手法を条約が求める意思決定支援に置き換えていくことで、条約の趣旨にある程度親和的な運用が可能となるという認識に基づいて実施した。
- ②本研究では、ソーシャルワーク手法の活用という視点に立って、意思決定支援に配慮した後見活動のためのツールとして、「ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」と「アセスメントシート」を開発した。ツールは、「本人に関わる意思決定の場面ごとに、ネットワーク分析マップに基づいて決定に関与させるべき関係者を選択したうえで、本人を交えた支援会議を開き、そこでの議論の内容をアセスメントシートの書式に従って記載していく」という一連のプロセスを可視化するものである。
- ③この二種のツールは、ソーシャルワークの技法からヒントを得たものであるが、法律系の専門職後見人や社会福祉に関する専門知識を持たない市民後見人等にとっても活用が可能である。

【まとめ】 第 I 部は、市民後見人の育成・活用を軸とした権利擁護システムを確立するためのハード面での研究であり、第 II 部は、専門職後見人や市民後見人が活動する上で新しく要請されている意思決定支援に配慮した後見活動のためのツール開発というソフト面での研究である。本研究の成果が今後関係者に広く活用されることを望む。